

福岡市教員育成指標 ( **栄養教諭** )

キャリアステージ 資質・能力		養成期	基礎期(習得)	基礎期(確立)	深化期	充実期	発展期①	
教職の素養に関する資質・能力	教育的愛情・情熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを大切にすることが大切である。</li> <li>・教員になる覚悟をもち、児童生徒を成長させよう、自立させようとする強い意欲をもち、自ら学んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを受けとめ、積極的に児童生徒に関わっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒を成長させようとする強い意欲をもち、一人一人の成長を喜びに感じながら、職責を果たしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が、自立し、社会参加ができるように、主体的に取り組もうとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導的な立場と責任を自覚し、自己の課題に応じて研修に参加したり、後輩教員にアドバイスをしたり、研修を企画・運営したりしながら、職員相互に研鑽し合っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の動向を踏まえて、研修を企画・運営したり、研修の中で指導助言をしたりしながら、職員相互に研鑽し合っている。</li> </ul>	
	向上心・向学心	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員として必要な資質・能力を身に付けるために、学ぶ意欲と志をもち、自ら学んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体的に研修に参加したり、先輩教員にアドバイスを求めたり、同僚と意見交換をしたりしながら、自ら研鑽に努めている。</li> </ul>					
	社会性・協調性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会に出るために必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付けている。</li> <li>・他者との関わりやコミュニケーションの基礎・基本を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人として必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付け、相手や場に応じた言動をとっている。</li> <li>・相手の立場に立った関わり方やコミュニケーション力を身に付け、同僚や保護者と良好な人間関係を築いている。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・立場に相応なふるまいや身だしなみを身に付け、目的や相手、場に応じた言動をとっている。</li> <li>・相手の立場を尊重した関わり方やコミュニケーション力を身に付け、同僚や保護者、地域の人々と良好な人間関係を築いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職責や立場を自覚した適切な言動をとっている。</li> <li>・様々な人々の立場を尊重し、職員や保護者、地域、異職種等の人々と良好な人間関係を築いている。</li> </ul>	
	人権認識・人権感覚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会にある人権問題、学校における人権教育の必要性等について理解している。</li> <li>・人権問題や人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ろうとしている。</li> <li>・障がい者理解を深め、共生社会の実現の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定職業従事者としての自覚をもち、「人権教育指導の手引き」に記載されている人権教育の現状や課題、人権に関する法律等について理解している。</li> <li>・社会にある人権問題や、学校内外における人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ったり、個々の多様性を受け入れたりしながら、主体的に問題の解決を図ろうとしている。</li> <li>・「ふくせき制度」や交流及び共同学習等の意義や重要性を理解し、主体的・協動的に取り組もうとしている。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定職業従事者としての自覚と責任をもち、「人権教育指導の手引き」に記載されている人権教育の現状や課題、人権に関する法律等について理解している。</li> <li>・社会にある人権問題や、学校内外における人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ったり、個々の多様性を受け入れたりしながら、主体的・協動的に問題の解決を図ろうとしている。</li> <li>・「ふくせき制度」や交流及び共同学習、地域との交流等の意義や重要性を理解し、意図的・計画的に取り組もうとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定職業従事者として強い自覚と責任をもち、人権に関する法律、国及び市の動向や取組等について理解している。</li> <li>・社会にある人権問題や、学校・地域内外における人権侵害に気づき、主体的・協動的に問題の解決を図ろうとしている。</li> <li>・すべての人々の多様性を尊重する共生社会の実現を推進している。</li> </ul>	
	法令遵守・体罰等の不祥事根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活において法令を遵守するとともに、教育公務員の服務に関する法令等を遵守することの重要性を理解している。</li> <li>・体罰をしない覚悟をもち、体罰によらない指導方法について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育公務員としての自覚と誇りをもち、服務に関する法令や規則・規程を遵守している。</li> <li>・体罰をしない覚悟を強くもち、体罰根絶に向けて、体罰によらない指導方法を実践している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育公務員の服務に関する法令や規則・規程等について職員への啓発を行いながら、不祥事を生み出さない職場の環境づくりを推進している。</li> <li>・体罰根絶に向けて、体罰を起こさせない環境づくりや体罰によらない指導方法を組織的に推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼される学校づくりに向けて、覚悟を強くもって不祥事根絶を推進している。</li> <li>・体罰を決して許さない学校づくりに向けて、覚悟を強くもって体罰根絶の取組を推進している。</li> </ul>	
教職の実践に関する資質・能力	食に関する指導力	食に関する指導に係る全体計画の立案と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関する指導に係る全体計画（以下「全体計画」）作成の重要性や作成に当たっての栄養教諭の役割について理解している。</li> <li>・食に関する指導年間計画（以下「年間計画」）及び給食の時間や各教科等における指導内容について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画を立案し、それに基づいた実践について、適切に評価することができる。</li> <li>・各教科等における指導内容を明らかにするとともに、年間計画作成にあたって、職員に対して指導助言をすることができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画、年間計画に基づいた実践について、職員に対して的確に指導助言をするとともに、学校の実態を踏まえて適切に評価し、計画の改善を図ることができる。</li> <li>・給食の時間や各教科等における指導内容について、系統性や関連性を整理し、意図的に年間計画に位置付けることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関や家庭、地域との連携を図りながら、全体計画、年間計画を立案することができる。</li> <li>・食に関する指導に係るカリキュラム・マネジメントを推進し、各学校や全市において的確に指導助言をすることができる。</li> </ul>	
		食に関する授業実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導技術（発問や板書等）の基礎・基本を用いて、食に関する授業を実践することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の意欲や理解に応じて、考えの違いやよさを生かしたり、新たな視点に気付かせたりする等の工夫をしながら、食に関する深い学びを具現化することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する授業実践について、職員や若手栄養教諭に対して的確に指導助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する授業実践について、職員や他校の栄養教諭に対して的確に指導助言を行い、授業力を高めることができる。</li> </ul>	
		個別的な相談指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>偏食、肥満・痩身、食物アレルギー等について理解するとともに、相談指導の手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>偏食、肥満・痩身等の傾向や食物アレルギーをもつ児童生徒の保護者に対して、専門知識に基づいた相談指導を行い、必要に応じて学級担任や養護教諭、学校医等と連携しながら対応することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>偏食、肥満・痩身等の傾向や食物アレルギーをもつ児童生徒の保護者への対応について、職員や若手栄養教諭に対して的確に指導助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別的な相談指導について、各学校や全市において的確に指導助言をすることができる。</li> </ul>	
	学校給食管理力	栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食の役割や栄養管理の基礎・基本について理解している。</li> <li>・学校給食の調理や配食の基礎・基本について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食栄養摂取基準に基づき、食品構成を考慮して月々の献立を作成することができる。</li> <li>・学校給食の調理や配食に関して、各学校に応じた指導助言をすることができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の献立実施状況を踏まえ、年間献立計画を見通して月々の献立について調整するとともに、栄養管理について若手栄養教諭に対して的確に指導助言をすることができる。</li> <li>・学校給食の調理や配食に関して、過去の実績に基づき物資調達状況に応じて適切に対応するとともに、対応の在り方について若手栄養教諭に対して指導助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食における献立作成や学校給食の調理や配食について、各学校や全市において的確に指導助言をすることができる。</li> </ul>	
		衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理の重要性や衛生管理の基礎・基本について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食衛生管理基準や「福岡市衛生管理マニュアル」に基づき、調理従事者の衛生、施設設備の衛生及び食品衛生の適正を期するため、必要に応じて調理業務員等に対して指導助言をすることができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食衛生管理基準や「福岡市衛生管理マニュアル」を理解し、市全体の調理・施設設備の衛生状況を考慮し、「福岡市衛生管理マニュアル」の改訂に携わることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理について、各学校や全市において的確に指導助言をすることができる。</li> </ul>	
	生徒指導力	児童生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を把握することの重要性を理解し、その手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を共感的に理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を多面的・共感的に理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の特性や個性を多面的・共感的に理解するとともに、若手栄養教諭にアドバイスをすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒理解について、職員に共通理解を図ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校全体の児童生徒について、全職員による共通理解を推進することができる。</li> </ul>
		児童生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個や集団を指導する手法（指示や褒め方・叱り方等）を身に付けている。</li> <li>・諸問題への組織的な対応の重要性を理解し、その手法を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示や褒め方・叱り方等を身に付け、個や集団に応じた指導をすることができる。</li> <li>・諸問題に対して、報告・連絡・相談を行いながら、組織的に問題を解決することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人のよさを引き出しながら、個や集団に応じた指導をすることができる。</li> <li>・諸問題に対して、早期発見・早期対応に努め、組織的に問題を解決することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的に一人一人のよさを引き出しながら、個や集団に応じた指導をすることができる。</li> <li>・諸問題の未然防止に努め、関係機関と連携しながら、組織的に問題を解決することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個や集団に応じた指導の在り方について、職員に対して的確に指導助言をすることができる。</li> <li>・諸問題の未然防止に努め、継続的に関係機関と連携しながら、組織的に問題を解決することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個や集団に応じた指導の在り方について、職員に対して的確に指導助言を行い、生徒指導力を高めることができる。</li> <li>・諸問題に対する未然防止対策を講じるとともに、意図的・計画的・継続的に関係機関と連携しながら、問題を解決することができる。</li> </ul>
	組織参画力 組織運営力	学校組織の理解と参画・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織や校務分掌について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織への参画意識をもち、自分に任された職務を確実に遂行することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織への参画意識を強くもち、主体的に自分の職務を遂行することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織を円滑に運営するため、同僚と協働し、課題を改善しながら、職務を遂行することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織を円滑に運営するため、計画的・協動的に職務を遂行するとともに、職員に対して的確に指導助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に関係機関と連携して、学校の危機管理体制を整備することができる。</li> <li>・危機発生時の状況を把握し、的確に指示を出しながら、危機を回避することができる。</li> </ul>
		危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機を予測し、未然防止の在り方について理解している。</li> <li>・危機管理の重要性を認識するとともに、危機発生時の対応の在り方について理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機を予測し、未然防止を図ることができる。</li> <li>・危機発生時に、状況に応じて管理職に指示を仰ぎながら、危機を回避することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携して、学校の危機管理体制を整備することができる。</li> <li>・危機発生時の状況を把握し、的確に指示を出しながら、危機を回避することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に関係機関と連携して、学校の危機管理体制を整備することができる。</li> <li>・危機発生時の状況を把握し、的確に指示を出しながら、危機を回避することができる。</li> </ul>	
		保護者や地域・関係機関等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域等と連携・協働した「共育」の重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域に関わりながら、教育活動を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域・関係機関等との信頼関係を築きながら、教育活動を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域・関係機関、近隣校（保幼小中特高）とのネットワークを構築し、連携・協働した教育活動を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域・関係機関、近隣校（保幼小中特高）とのネットワークを構築し、連携・協働した教育活動を推進することができる。</li> </ul>	